

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年6月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、6年6月から同年9月までは22万円、同年10月から7年9月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年10月1日までの期間に係る標準報酬月額について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないこと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から8年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低くなっている。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成6年6月から7年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、6年6月から同年9月までは22万円、同年10月から7年1月までは24万円と記録されていたが、同年2月10日付けで、6年6月1日に遡って13万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の代表者及び多数の被保険者の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成7年2月10日付けで、6年6月1日に遡って引き下げられていることが確認できるところ、申立期間

当時、同社において総務部長をしていたとされる元従業員は、同社が厚生年金保険料を滞納していた旨証言している。

これらを総合的に判断すると、平成7年2月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の6年6月から同年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である22万円、同年10月から7年9月までは24万円に訂正することが必要である。

一方、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成7年10月1日）で15万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかし、申立人の平成7年10月から8年9月までの標準報酬月額については、i)申立人の給与振込額が、前年からおおむね同様に推移していること、ii)申立人と同時期に同様の業務に従事していた複数の同僚について、オンライン記録の標準報酬月額が、給与明細書又は税務関係資料から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低いことが確認され、標準報酬月額が訂正されていることを踏まえると、7年10月から8年9月までにおいても、当該月前から引き続き同額の厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成7年10月から8年9月までに係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に文書照会しても回答は得られず、このほか、関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年12月まで
申立期間の国民年金保険料は、父名義の預金から口座振替で納付した。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成7年2月頃にA村において払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を父名義の預金から口座振替により納付したと申述していることから、申立人を通じ関係金融機関に当該預金口座の取引履歴を確認してもらったところ、申立期間当時の取引履歴は資料が無いとの回答であったため、当該期間における保険料の納付について確認することができない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年 8 月までの期間、同年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月から 63 年 8 月まで
② 昭和 63 年 10 月及び同年 11 月

申立期間①については、会社を辞め、A市に転居した翌月の昭和 62 年 11 月に市役所に行き、国民年金の加入手続を行い、定期的に保険料を納付した。

申立期間②については、会社で年金のことについて説明を受けたので、市役所に行き、自分の年金記録を確認した。その際、申立期間②の保険料を遡って納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間①及び②は、国民年金未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続のために市役所に行った際、年金手帳を持参したと申述しているが、申立人が当時所持していた年金手帳は、昭和 58 年 4 月に事業所に勤めた際に取得した年金手帳であり、当該年金手帳には、国民年金手帳記号番号及び国民年金被保険者資格取得年月日等の国民年金に係る記載は確認できない上、申立人は、ほかの年金手帳を交付された記憶も無いと申述していることから申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から4年3月まで
実家の家業を継ぐために、A町（現在は、B市）に戻ることが決まったので、父が平成5年11月頃、A町役場に行き、国民年金の加入手続を行った。その際、過去の未納保険料を納付しないと国民年金に加入できないと言われたので、父が申立期間の保険料40万円前後をまとめて役場窓口で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、平成5年11月頃、申立期間の保険料を役場窓口で過年度納付したと申述しているが、申立期間当時、A町役場の窓口では、過年度納付書は発行しておらず、B市役所によると、過年度保険料を預かることも無かったとしている上、この時点では、申立期間の大部分の保険料は時効により納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の平成6年4月から7年3月までの保険料が同年1月に一括納付され、その両親の7年4月から8年3月までの保険料が7年4月に前納されていることが確認でき、この2回の保険料納付額を合わせると、約40万円となることから、申立人は、この期間の保険料納付を申立期間の保険料納付と誤認している可能性も否定できない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。